

防護の原則

線量限度の適用

管理の対象となるあらゆる放射線源からの被ばくの合計が、その値を超えないように管理するための基準値

放射線作業を行う
職業人
の実効線量限度

5年間で
100mSv

特定の1年間で
50mSv

線量限度 = 被ばくの合計が
その値を超えないように
管理するための基準値

防護の
最適化

更に被ばくを下げる努力

線量限度 = そこまで被ばくしてよい値ではない
安全と危険の境界ではない

医療被ばく ▶ 適用しない

- 患者に害よりも便益を多く与える
- 特定の症状の患者に対する特定の手法の適用
- 個々の患者に対する個々の手法の適用



一般公衆
の実効線量限度

1年間で
1mSv

これは、医療被ばくに線量限度を適用すると、必要な検査や治療を受けられないケースが生じ、患者の便益を損なうおそれがあるからです。

そのため、3つのレベル(医療における放射線の利用は患者に害よりも便益を多く与えること、特定の症状の患者に対する特定の手法の適用、個々の患者に対する個々の手法の適用)についての正当化と、診断参考レベルの適用等による線量の最適化を行うこととされています。